

「県民だより奈良」 広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 奈良県（以下「県」という。）は、民間事業者等の事業活動を促進するとともに、県の新たな財源を確保するため、広報誌「県民だより奈良」への広告掲載を行うこととし、その実施については、この要綱の定めるところによる。

(広告の範囲)

第2条 掲載する広告は、行政広報の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれのないもので、県民に不利益を与えないものとし、その範囲は、別に定める広告掲載基準によるものとする。

(広告掲載紙面の売り渡し)

第3条 広告掲載する紙面は、適正な価格で広告取扱業者に一括して売り渡すものとし、年間契約を原則とするものとする。

(連続掲載の制限)

第4条 同一広告主の広告を継続して掲載する場合、原則としてその期間は3か月を限度とする。

(広告の選定)

第5条 広告取扱業者は、掲載しようとする広告について、あらかじめ県と協議の上、選定するものとする。

(広告原稿の作成・提出)

第6条 広告取扱業者は、広告原稿の作成に当たり、あらかじめ県と協議の上、完全版下原稿を県が指定した様式で、期日までに提出しなければならない。

(広告審査会)

第7条 県は、広告取扱業者から協議のあった広告に関し、その掲載の可否等を審査するため、広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員長は知事公室長を、委員は広報広聴課長、法務文書課長、青少年・社会活動推進課長、人権施策課長、消費・生活安全課長、そのほか、知事公室長が必要があると認める職にある者をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、広報広聴課長がその職務を代理する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

「県民だより奈良」広告掲載基準

「県民だより奈良」広告掲載要綱第2条に規定する広告の範囲とは、次のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 法令等に違反するおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見、社会問題等についての主義主張
- (4) 個人の氏名広告
- (5) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (6) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (7) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (8) あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 健康的又は教育的な配慮が必要なもの
- (10) 青少年の健全育成という観点から、有害であると判断されるもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当する者によるもの
- (12) 商品の性質上、消費による事故又は消費者とのトラブルが発生する可能性が高いと判断されるもの
- (13) 不当な差別等人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (14) 他社の製品との比較広告
- (15) その他「県民だより奈良」に掲載する広告として適当でないと県が判断するもの

附 則

この基準は、平成18年4月1日より施行する。